

# 会則

## 第1条 定義

本会則によって定める条項は「パynaップル・ジム」(以下本クラブという)に適用されるにものとする。

## 第2条 主旨

本クラブは、会員が施設利用を通じて健康維持や増進を図るとともに、  
会員相互の親睦を図り健全な会員制フィットネスクラブとすることを目的とする。

## 第3条 会員制度

本クラブは、会員制とする。  
会員種別、施設の利用条件等は、別に定めるものとする。会員は、本会則および定めたルールやマナー等を遵守しなければならない。

## 第4条 入会資格

入会資格は、本クラブの主旨に賛同し、次の各号に該当する方とする。

- (1) 本会則および定めたルールやマナー等が守れる方
- (2) 17歳以下の場合は親権者の同意を得られる方
- (3) 健康状態に異常がなく、医師等から運動を禁止されていない方
- (4) 健康管理等を自ら行うことができ、本クラブの施設利用に支障がなく、安全に利用できる方
- (5) 他人に感染する恐れのある疾病を有しない方
- (6) 暴力団等の反社会勢力に関係していない方
- (7) 妊娠されていない方

## 第5条 入会手続き

本クラブに入会しようとする方は、本会則を承認した上で所定の入会手続きを行い、入会金、会費及び諸費用を納入することにより、  
会員資格を取得し、入会できるものとする。未成年の方が会員になろうとする場合は、親権者の同意を得て申し込むものとする。  
この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

## 第6条 入会金、会費及び諸費用

会員は、本クラブが定めた入会金、会費及び諸費用を所定の方法で、所定の期日までに納入しなければならない。  
一旦納入した入会金、会費及び諸費用は返還されない。但し、利用開始前での契約解除の場合は返金される。この場合、返金方法は、  
指定口座への振込となり、手数料は会員負担となる。  
本クラブの運営上必要と判断した場合、又は経済情勢等の変動に応じて、入会金、会費及び諸費用の金額を変更することがある。

## 第7条 入場禁止、退場

本クラブは、会員が次の各号に該当すると判断した場合、その会員の入場の禁止及び退場を命じる。

- (1) 暴力団等の反社会的勢力の関係者の場合
- (2) 妊娠されている方
- (3) 酒帯状態の場合
- (4) 他人に感染する恐れのある疾病を有している場合
- (5) 他の会員及び利用者に迷惑となる行為をした又は行動をする恐れがあると判断される場合
- (6) 医師等に運動を禁止されている場合

- (7) 健康状態を害しており、運動をすることが本人にとって好ましくないと判断された場合
- (8) 本会則が定めるルールやマナー等ならびに従業員の指示が守れない方
- (9) 本クラブの施設利用が困難又は安全に施設利用ができないと判断される場合
- (10) 危険物をお持ちの場合
- (11) 禁止事項を行なった場合
- (12) その他本クラブが運営上支障を生じると判断した場合

#### 第8条 休会

本クラブには、休会制度はない。

#### 第9条 変更

会員は、会員種別の変更をする場合は、所定の変更手続きを行うものとする。

会員は、住所や連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

#### 第10条 会員資格の譲渡、貸与

会員資格は、他に譲渡、貸与はできない。

#### 第11条 会員資格の期間

入会手続きより、会員になった日（入会日）から会員資格喪失の日までが会員資格の期間となる。

#### 第12条 資格喪失

会員は、次の各号に該当した場合、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が除名された場合
- (3) 会員が死亡した場合
- (4) 入会資格が不適合となった場合
- (5) 本クラブが閉鎖された場合

#### 第13条 退会

退会を希望する方は、所定の退会手続きを行い、当クラブの承認を得て、退会することができる。

退会を希望する方は、代理人による手続き、電話、メール、SNS、ファックス、郵便等による退会手続きはできない。

会費等の未納金がある場合には、これを完納するものとする。

施設利用がなく退会する場合や月度途中で退会する場合においても会費等の返金は一切ない。

当クラブは、退会の申告がない限り、会費を請求します。

#### 第14条 除名

当クラブは、会員が次の各号に該当したと認めた場合、その会員を除名とする。

- (1) 本会則に違反した場合
- (2) 本クラブの定めるルールやマナー等を遵守しない場合
- (3) 本クラブの名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合
- (4) 他の会員及び利用者に迷惑となる行為をしたと本クラブが認めた場合
- (5) 本クラブの運営に支障を与える行為又は与える恐れがあると本クラブが判断した場合
- (6) 会費支払いを2ヶ月間以上滞納した場合

- (7) 入会に際し、本クラブに虚偽の申告又は隠匿をしたことが判明した場合
- (8) 本クラブの施設、設備等を故意に破損した場合
- (9) その他、本クラブが除名を妥当と認めた場合

#### 第15条 ビジター

本クラブが認めた場合により、会員以外の者（以下「ビジター」という）に施設を利用させることができる。

ビジターは、本クラブ利用に関して、会員同様に本会則及び定めるルールやマナー等が適用される。

ビジターは、本クラブが定める施設利用料を支払うものとする。

#### 第16条 本クラブの免責

会員又はビジターが本クラブ内で発生した人的、物的事故並びに盗難、紛失及びその他の事故については、本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。

#### 第17条 紛失物、忘れ物等

会員が本クラブの利用に際して生じた紛失物、忘れ物及び放置物用については、

本クラブは一切の損害賠償、補償等の責を負わないものとする。

本クラブ内での忘れ物、放置物用については、原則として1ヶ月間保管した後に処分する

#### 第18条 会員又はビジターの損害賠償責任

会員又はビジターは、本クラブ施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を任ずるものとする。

#### 第19条 禁止事項

会員又はビジターは、本クラブ内において、次の各号に該当する行為は禁止とする。

- (1) 許可なく撮影すること
- (2) 許可なく営利、非営利を問わず物品の売買、営業の勧誘又はこれらに準ずる行為
- (3) 第三者に対する暴力、威嚇行為並びに誹謗、中傷行為
- (4) 第三者へのストーカー、窃盗、痴漢、覗き、露出等公衆に迷惑のかかる行為並びに違法行為
- (5) 落書き、造作行為
- (6) 従業員等の業務を妨害する行為
- (7) 動物、危険物の持込
- (8) 喫煙
- (9) 第三者が迷惑となる行為、施設利用を妨げる行為並びに館内の秩序を乱す行為
- (10) その他、上記に準ずる行為

#### 第20条 営業時間、利用制限

本クラブの営業日、営業時間について、別で定める。

本クラブの運営管理上、営業日及び営業時間を変更する場合がある。

次の各号の場合、施設の全部又は一部を臨時に閉鎖もしくは利用制限する場合がある。

- (1) 天災、天候、災害、事故、緊急事態の発生等施設利用が適切でない場合
- (2) 施設の点検、修理又は改装工事等が必要な場合
- (3) 法令、行政指導による場合
- (4) 会員の安全確保において、本クラブが必要と判断した場合

(5) その他、本クラブが運営管理上必要と認めた場合

#### 第21条 個人情報の取り扱い

本クラブは、会員からの個人情報を本クラブ運営に関する事項にのみ利用する。

主に長期に亘り利用がない方に対する利用促進の案内、各種イベントキャンペーン情報等、円滑な運営業務を遂行することを目的とする。

裁判所や警察の捜査協力等、法令の定める要件を満たしているものへ提供や開示をする場合がある。

#### 第22条 本会則の改正

本会則についての改正は本クラブが行うものとする。これらの改正については、ホームページ内に記載することで通知されたものとし、

又、その効力は全会員に及ぶものとする。